要　　　望　　　書

2019年（令和元年）８月

全 国 景 観 会 議

景観形成に関する国への要望

全国景観会議は、都市や地域の景観形成に関する施策の研究、知識の普及、啓発等を通じて、魅力あるまちづくりの推進に寄与することを目的に、1988 年（昭和63年）６月に設立されました。

本会議は、現在、39都府県が加入し、この目的を達成するために、景観形成に関する調査、研究等を行っております。

2004 年（平成16年）には、本会議が長年にわたり御要望申し上げてまいりました総括的な法制度の整備として、景観法が制定、施行され、また、2008 年（平成20年）には、地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律が施行され、歴史的な環境の保全・整備によるまちづくりを推進するための制度が創設されました。

その後、2015 年（平成 27 年）には、「日本らしく美しい景観づくりに関する懇談会報告書」において、広域景観形成に係る景域マスタープランの必要性が示されるとともに、2016 年（平成 28 年）には「明日の日本を支える観光ビジョン」が策定され、2020 年（令和２年）を目途に、原則として全都道府県、全国の半数の市区町村で景観計画の策定を目指すなど、良好な景観形成に向けた方針が示されたところであります。

本会議といたしましては、良好な景観形成に向けて一層の推進を図るためには、引き続き景観形成に関する国における深い御理解と御指導が是非とも必要であると考えております。

つきましては、次の諸事項は景観形成を進めていくうえで重要な課題でありますので、特段の御高配をお願い申し上げます。

2019 年（令和元年）８月

全国景観会議会長
山形県県土整備部長　角湯　克典

目　　次

［　］ 要望先

1　市町村の景観行政団体への移行及び景観計画の策定の促進について

［国土交通省］

2　事業の推進等について

(1) 助成制度の創設・充実について

［総務省、国土交通省］

(2) 景観まちづくり刷新支援事業の継続・拡充及び実施地区の追加指定について

［国土交通省］

(3) 無電柱化の推進について

［総務省、国土交通省、文化庁、資源エネルギー庁］

(4) 国が管理する公共施設等の整備について

［国土交通省］

(5) 景観形成上重要な建造物の保存と活用のための施策について

［国土交通省、文化庁］

(6) 国立公園及び国定公園内の景観保全・整備等について

［国土交通省、環境省、文化庁、林野庁］

3　関係団体等への指導について

(1) 無電柱化の推進及び山際線の保護等に係る指導について

［総務省、環境省］

(2) スマートフォン等の普及に伴う電波塔の共同設置等に係る指導について

［総務省、国土交通省］

(3) 自然エネルギー施設の設置に関する指導について

［環境省、資源エネルギー庁］

2019年（令和元年）度　全国景観会議要望書

１　市町村の景観行政団体への移行及び景観計画の策定の促進について

市町村の景観行政団体への移行及び景観計画の策定が円滑に進むよう、良好な景観の形成は市町村が中心的な役割を担うことが望ましいとする景観法運用指針の趣旨を市町村に周知すること。また、市町村が景観行政に取組むきっかけとして、市町村長及び住民らの理解を深めることが重要であることから、これまでの知見を簡易なパンフレット等によりわかりやすく示す等、景観計画策定への意欲を高める取り組みの充実を図ること。

［国土交通省］

２　事業の推進等について

(1)　助成制度の創設・充実について

景観行政団体移行後の負担軽減を図るため、景観計画及び広域的な景観形成のためのマスタープランの策定や見直しに要する経費への助成制度の創設や、景観行政費を地方交付税の基準財政需要額の算定項目へ追加する等の支援を講じること。

また、地域の良好な景観形成を図るには、官民が一体となった取組が必要であることから、景観計画を策定することにより利用できる助成制度を拡充させること。特に「景観重要建造物」、「景観重要樹木」、「景観重要公共施設」等の保全や利活用のための助成制度については、より活用しやすい制度となるよう措置を講じること。

［総務省、国土交通省］

(2)　景観まちづくり刷新支援事業の継続・拡充及び実施地区の追加指定について

2017年度（平成29年度）より新設された景観まちづくり刷新支援事業では、全国で10のモデル地区を指定し、建築物の外観修景、プロムナードの整備、景観重要建造物の修理など景観資源の保全・活用に関するハード事業を集中的に実施することで、目に見えるかたちでの景観形成の推進に取組んでいる。

今後とも、景観資源を活かしたまちづくりを推進するために、景観まちづくり刷新支援事業を継続するとともに、より多くの地区で実施され、また、ハード事業とソフト事業を一体的に効率よく推進できるよう制度の拡充を図ること。

［国土交通省］

(3) 無電柱化の推進について

幹線道路並びに重要伝統的建造物群保存地区及び重要文化的景観地区等の歴史的街並みを保全する地区の道路について、無電柱化（電線類地中化及び軒下配線・裏配線）を引き続き推進されるとともに、2018 年度（平成 30 年度）に策定された「無電柱化推進計画」が着実に実施され、良好な景観形成がより一層推進されるよう道路管理者や電線管理者への支援措置等を充実させること。

［総務省、国土交通省、文化庁、資源エネルギー庁］

(4) 国が管理する公共施設等の整備について

国が管理する公共施設については、景観面の配慮や景観法に基づく景観重要公共施設としての指定に向けて、積極的に協力すること。また、公共施設等における景観配慮製品の普及に向けた取組を率先して行うこと。

［国土交通省］

(5) 景観形成上重要な建造物の保存と活用のための施策について

景観法に規定する景観重要建造物及び景観重要樹木、地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律に規定する歴史的風致形成建造物並びに各地方公共団体の条例に規定する景観形成上重要な建造物の保全と活用のために、建築基準法に係る規制の緩和や税制による支援措置等の所有者への支援措置を充実させること。

［国土交通省、文化庁］

(6) 国立公園及び国定公園内の景観保全・整備等について

国立公園及び国定公園内に設置され、良好な自然景観を著しく阻害している廃屋等について、良好な自然景観を保全するための対策を講じるほか、眺望地点の周囲にある景観阻害要因となっている国有地の内の雑木等の伐採など、良好な景観形成の対策を講じること。

特に環境省が進めている「国立公園満喫プロジェクト」において、景観形成に係る取組も進められることとなっているが、既存の交付金による助成措置等では対応できない取組もあることから、助成措置等の拡充を図るとともに、自らが率先して景観阻害要因の除却等を行うこと。

［国土交通省、環境省、文化庁、林野庁］

３　関係団体等への指導について

(1) 無電柱化の推進及び山際線の保護等に係る指導について

無電柱化（電線類地中化及び軒下配線・裏配線）の推進及び山際線の保護等に係る指導について送電用の鉄塔等が山の尾根に設置されていることを見直し、今後は景観に配慮した位置に設置するよう、関係団体を指導されること。

また、景観形成上重要な地域における細街路等に対応した地上機器や工法等の技術開発について、電気事業者や通信事業者等に対し指導されること。

［総務省、環境省］

(2) スマートフォン等の普及に伴う電波塔の共同設置等に係る指導について

電波塔の設置や建替えに当たっては、景観に配慮した形態、色彩及び設置位置とするよう、また、電波塔の共同設置や共用化について推進するよう関係団体を指導されること。

［総務省、国土交通省］

(3) 自然エネルギー施設の設置に関する指導について

風力発電施設、太陽光発電施設等の自然エネルギー施設の設置に当たっては、十分な事前調査を行い、周辺の景観に影響を及ぼす事業の回避又は影響の低減を図るよう、関係団体を指導されること。

また、自然エネルギー施設設置計画の策定に当たっては、地元住民や地方公共団体との意思疎通に努めるよう、関係団体を指導されること。また、地域住民の同意を得ることを条件とするなどのトラブルを事前に防止するための仕組みを定め、さらに、事業の施行区域を所管する地方公共団体等が、適正な土地利用、環境及び景観の保全並びに自然保護に関する基準（土地利用基本計画や環境アセスメント制度、景観計画）等を示した場合においては、その基準等を自主的に尊重する仕組みを構築するなど、良好な景観形成に配慮するよう、関係団体を指導されること。

［環境省、資源エネルギー庁］

参　考

「全国景観会議」役員名簿

会員自治体一覧

規約

全 国 景 観 会 議 役 員 名 簿

（ 2018年（平成30年）６月28日～2020年（令和２年）６月27日 ）

会　長	山形県	（北海道・東北ブロック）
副会長	兵庫県	（近畿ブロック）
副会長	福岡県	（九州ブロック）
理　事	宮城県	（北海道・東北ブロック）
理　事	群馬県	（関東・甲信越ブロック）
理　事	埼玉県	（関東・甲信越ブロック）
理　事	岐阜県	（中部・北陸ブロック）
理　事	大阪府	（近畿ブロック）
理　事	鳥取県	（中国・四国ブロック）
理　事	熊本県	（九州ブロック）
監　事	石川県	（中部・北陸ブロック）
監　事	高知県	（中国・四国ブロック）

（　2019 年 (令和元年) ８月１日現在　）

	自治体名	担当課	電話番号	所在地	FAX
1	青森県	県土整備部都市計画課	017(734)9681	030-8570　青森市長島１－１－１	017(734)8196
2	岩手県	県土整備部都市計画課	019(629)5891	020-8570　盛岡市内丸10－１	019(629)9137
3	宮城県	土木部都市計画課	022(211)3132	980-8570　仙台市青葉区本町３－８－１	022(211)3295
4	秋田県	建設部都市計画課	018(860)2441	010-8570　秋田市山王４－１－１	018(860)3845
5	山形県	県土整備部県土利用政策課	023(630)2581	990-8570　山形市松波２－８－１	023(630)2582
6	茨城県	土木部都市局都市計画課	029(301)4579	310-8555　水戸市笠原町978－６	029(301)4599
7	栃木県	県土整備部都市計画課	028(623)2463	320-8501　宇都宮市塙田１－１－20	028(623)2595
8	群馬県	県土整備部都市計画課まちづくり室	027(226)3652	371-8570　前橋市大手町１－１－１	027(221)5566
9	埼玉県	都市整備部田園都市づくり課	048(830)5367	330-9301　さいたま市浦和区高砂３－15－１	048(830)4879
10	千葉県	県土整備部都市整備局公園緑地課 景観づくり推進班	043(223)3279	260-8667　千葉市中央区市場町１－１	043(222)6447
11	東京都	都市整備局都市づくり政策部緑地景観課	03(5388)3265	163-8001　東京都新宿区西新宿２－８－１	03(5388)1351
12	神奈川県	県土整備局都市部都市整備課	045(210)6209	231-8588　横浜市中区日本大通1	045(210)8883
13	新潟県	土木部都市局都市政策課	025(280)5428	950-8570　新潟市中央区新光町４－１	025(285)0624
14	山梨県	県土整備部景観づくり推進室	055(223)1325	400-8501　甲府市丸の内１－６－１	055(223)1857
15	富山県	土木部建築住宅課	076(444)9661	930-8501　富山市新総曲輪１－７	076(444)4423
16	石川県	土木部都市計画課景観形成推進室	076(225)1759	920-8580　金沢市鞍月１－１	076(225)1760
17	岐阜県	都市建築部都市政策課	058(272)8648	500-8570　岐阜市薮田南２－１－１	058(278)2764
18	静岡県	交通基盤部都市局景観まちづくり課	054(221)3702	420-8601　静岡市葵区追手町９－６	054(221)3493
19	愛知県	都市整備局都市基盤部公園緑地課景観グループ	052(954)6612	460-8501　名古屋市中区三の丸３－１－２	052(953)5329
20	三重県	県土整備部都市政策課	059(224)2748	514-8570　津市広明町13	059(224)3270
21	福井県	交流文化部文化課	0776(20)0572	910-8580　福井市大手３－17－１	0776(20)0661
22	滋賀県	土木交通部都市計画課	077(528)4184	520-8577　大津市京町４－１－１	077(528)4906
23	大阪府	住宅まちづくり部建築指導室建築企画課	06(6210)9718	559-8555　大阪市住之江区南港北１－14－16	06(6210)9714
24	兵庫県	県土整備部まちづくり局都市政策課景観形成室	078(362)9299	650-8567　神戸市中央区下山手通5－10－1	078(362)9487
25	奈良県	くらし創造部景観・環境局景観・自然環境課	0742(27)8756	630-8501　奈良市登大路町30	0742(22)8276
26	和歌山県	県土整備部都市住宅局都市政策課	073(441)3228	640-8585　和歌山市小松原通１－１	073(441)3232
27	鳥取県	生活環境部くらしの安心局住まいまちづくり課	0857(26)7371	680-8570　鳥取市東町１－220	0857(26)8113
28	島根県	土木部都市計画課	0852(22)6773	690-8501　松江市殿町8	0852(22)6004
29	山口県	土木建築部都市計画課	083(933)3733	753-8501　山口市滝町１－１	083(933)3749
30	愛媛県	土木部道路都市局都市計画課	089(912)2738	790-8570　松山市一番町４－４－２	089(912)2734
31	高知県	土木部都市計画課	088(823)9846	780-8570　高知市丸ノ内１－２－20	088(823)9349
32	福岡県	建築都市部都市計画課	092(643)3712	812-8577　福岡市博多区東公園７－７	092(643)3716
33	佐賀県	県土整備部都市計画課	0952(25)7326	840-8570　佐賀市城内１－１－59	0952(25)7314
34	長崎県	土木部都市政策課	095(894)3151	850-0058　長崎市尾上町３－１	095(894)3462
35	熊本県	土木部道路都市局都市計画課	096(333)2522	862-8570　熊本市中央区水前寺６－18－１	096(387)1152
36	大分県	土木建築部都市・まちづくり推進課	097(506)4672	870-8501　大分市大手町３－１－１	097(506)1778
37	宮崎県	県土整備部都市計画課	0985(24)0041	880-8501　宮崎市橘通東２－10－１	0985(32)4456
38	鹿児島県	企画部地域政策課	099(286)2438	890-8577　鹿児島市鴨池新町10－１	099(286)5529
39	沖縄県	土木建築部都市計画・モノレール課	098(866)2408	900-8570　那覇市泉崎１－２－２	098(866)5938

全国景観会議規約

（名称）

第１条　この会議は、全国景観会議（以下「会議」という。）と称する。

（組織）

第２条　この会議は、都道府県及び政令指定都市（以下「会員」という。）でこれを組織する。

（目的）

第３条　この会議は、都市や地域の景観形成に関する施策の研究、知識の普及、啓発等を通じて、魅力あるまちづくりの推進に寄与することを目的とする。

（事業）

第４条　この会議は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

景観形成に関する調査、研究

景観形成に関する知識の普及、啓発

国及び関係機関への要望事項の提出

その他この会議の目的達成に必要なこと

（役員）

第５条　この会議には次の役員をおく。

会　長	１　名
副会長	２　名
理　事	７　名
監　事	２　名

２　理事及び監事は、総会において選任する。

３　会長及び副会長は、理事の互選によるものとする。

（役員の職務）

第６条　会長は、会議を代表し、その運営を総理し、総会及び理事会を主宰する。

２　副会長は、会長を補佐し、会長が事故あるときは、その職務を代理する。

３　理事は、理事会を構成し、重要案件を審議する。

４　監事は、会議の業務及び会計について監査を行う。

（役員の任期）

第７条　役員の任期は、２年とする。ただし、理事及び監事の再任は妨げない。

２　役員は、任期満了の場合は、後任者が就任するまではその職務を行わなければならない。

（総会及び理事会）

第８条　この会議に総会及び理事会をおく。

２　総会は、毎年１回、会長が招集する。

３　理事会は、必要に応じ会長が招集する。

（表決）

第９条　総会及び理事会は、それぞれ過半数の出席により成立する。

２　議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

（議決事項）

第１０条　次に掲げる事項については、総会の議決を必要とする。

事業計画

予算の収支

事業報告

決算の認定

規約の改正

その他必要なこと

（理事会）

第１１条　理事会は、総会に付議する事項及びその他会務の執行に関する重要事項を審議する。

（幹事）

第１２条　この会議に幹事若干名をおく。

２　幹事は、会長が委嘱する。

３　幹事は、幹事会を構成し、会務の推進にあたる。

（経費）

第１３条　この会議の運営に要する経費は、会員の負担金をもってあてる。

２　負担金の額は、総会において定める。

（会計年度）

第１４条　この会議の会計年度は、毎年４月１日に始まり、翌年３月３１日に終わる。

（事務局）

第１５条　会議の事務局は、会長が所属する自治体におく。

（その他）

第１６条　この規約に定めるもののほか、この会議の運営に必要な事項は、会長が定める。

附　則

この規約は、昭和６３年６月１４日から施行する。

附　則

この規約は、平成６年５月３１日から施行する。

附　則

この規約は、平成１２年５月２２日から施行する。